

6月19日以降の県外への移動に関する知事からの呼びかけ

それでは6月19日以降の県外への移動に関する県民の皆さんへの呼びかけを行わせていただきたいと思えます。

三重県では、5月26日にお示しをしました、三重県指針 ver.2において、県外への移動について、6月18日までは、緊急事態宣言解除前の特定警戒都道府県、具体的には北海道、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、の5都道県ですけれども、への不要不急の移動をお控えいただくようお願いをしています。

6月19日からは県外移動自粛のお願いは行わないこととしていますが、すべての移動において『新しい生活様式』を徹底していただくことを大前提としております。本県におきましては皆様のご協力によりまして、4月25日以降は感染が確認されておりませんが、昨日(6月16日)も国内で42名の新規感染者が確認されるなど、引き続き注意を要する状況であり、気を緩めることなく感染防止対策を徹底していく必要があります。移動自粛が緩和され全国的に人の往来が増えることが予想されますが、県民の皆さんにおかれましては、移動先の地域の感染状況等の情報に十分にご留意をいただくということと、まめに手洗い、手指消毒、手・指の消毒ですね、そして密閉・密集・密接といった「3密」を回避していただく、人との感覚はできるだけ2メートル、最低1メートルあけるといったことを徹底していただいて、感染症に強い『新しい生活様式』の定着に向けて感染予防に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また県外の方につきましても、お住まいの都道府県の移動に関する方針にご留意いただくとともに、『新しい生活様式』を心がけた行動をお願いいたします。

新規感染者が県内でしばらく発生していない、そういう状況が続いていますので、体調不良を感じても相談や検査をためられる方がもしかしたらいらっしゃるかもしれませんが、感染は誰にでも起こりうることです。県としましては県民の皆さんの命と健康を守っていくため、一人一人に寄り添った丁寧な対応を行ってまいりますので、発熱や息苦しさなど新型コロナウイルス感染症を疑われる症状を感じた場合には、あるいは症状を感じなくても何かご不安なことがございましたら、積極的に帰国者・接触者相談センターにご相談ください。県では感染症への対策を徹底しながら「命」と「経済」の両立を目指す『みえモデル』に基づき、傷ついた暮らしと経済の再生活活性化に向けて全力で取り組んでまいりますので、皆様に引き続きのご協力をお願いいたします。

以上です。